

麻薬取扱者免許申請、 麻薬関係手続き・届出等の手引き

秋 田 県

改定日：令和 3 年 8 月 4 日

I 麻薬取扱免許の概要

麻薬の取扱いは、麻薬及び向精神薬取締法で厳格に定められています。

麻薬の取扱いをするには、都道府県知事から免許を受ける必要があります。

免許の有効期間は、免許の日から翌々年の12月31日まで（最長3年間）です。引き続き業務を行う場合は、事前に申請手続きが必要です。

なお、提出先は業務する所在地の管轄する保健所（業務する所在地が秋田市の場合、秋田中央保健所）です。

II 免許申請

1. 麻薬施用者

麻薬施用者とは、疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方箋（以下「麻薬処方箋」という。）を交付する者です。

対象者	医師、歯科医師又は獣医師
提出書類	1 麻薬施用者免許申請書 2 医師の診断書 3 医師等の資格を有することを証する書類（写し添付又は原本確認） 4 手数料 4,300円（秋田県証紙、納付書に貼付のこと）

2. 麻薬管理者

麻薬管理者とは、麻薬診療施設で施用され、又は施用のため交付される麻薬を業務上管理する者です。

対象者	医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師
提出書類	1 麻薬管理者免許申請書 2 医師の診断書 3 医師等の資格を有することを証する書類（写し添付又は原本確認） 4 手数料 4,300円（秋田県証紙、納付書に貼付のこと）
備考	二人以上の麻薬施用者が従事する（従たる業務所として従事する場合も含む） 麻薬診療施設である場合、麻薬管理者を置く必要があります

3. 麻薬小売業者

麻薬小売業者とは、麻薬施用者が発行した麻薬処方箋に基づき調剤した麻薬を譲り渡すことを業とする者です。

対象者	医薬品医療機器等法の規定により薬局開設の許可を受けている者（申請中の者を含む）
提出書類	1 麻薬小売業者免許申請書 2 法人の場合、業務を行う役員を示した組織図（業務分掌表等） 3 医師の診断書（法人の場合、麻薬関係業務を行う役員全員の診断書） 4 薬局開設許可証（写し） 5 手数料 4,300円（秋田県証紙、納付書に貼付のこと） ※薬局開設許可申請と同時に麻薬小売業者免許申請を行う場合、事前にご相談ください

4. 麻薬研究者

麻薬研究者とは、学術研究のため、麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用する者です。

対象者	学術研究上麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用することを必要とする者
提出書類	1 申請書 2 医師の診断書 3 研究に関する履歴書 4 研究計画書（研究の目的、研究の内容、研究に用いる麻薬の種類、月平均使用量等を簡潔にまとめたもの） 5 麻薬研究施設の設置者の研究同意書 6 麻薬貯蔵設備の位置を示す見取図及び当該施設の構造・設備を示す資料 7 手数料 4,300円（秋田県証紙、納付書に貼付のこと）

5. 麻薬卸売業者

麻薬卸売業者とは、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者に麻薬を譲り渡すことを業とする者です。

対象者	医薬品医療機器等法の規定により薬局開設許可を受けている又は医薬品販売業許可を受けている者であって、自ら薬剤師であるか若しくは薬剤師を使用しているもの
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 麻薬卸売業者免許申請書 2 法人の場合、登記事項証明書 3 法人の場合、業務を行う役員を示した組織図（業務分掌表等） 4 医師の診断書（法人の場合、麻薬関係業務を行う役員全員の診断書） 5 麻薬貯蔵設備の位置を示す見取図及び当該施設の構造・設備を示すもの 6 医薬品販売業許可証（写し） 7 手数料 15,400円（秋田県証紙、納付書に貼付のこと）

III 記載事項変更届

麻薬取扱者免許証の記載事項に変更が生じたときに届け出てください。

変更内容	施用者	<ul style="list-style-type: none"> ・施用者本人の住所、氏名変更 ・主として又は従として診療に従事している麻薬診療施設の名称及び所在地の変更（県内の麻薬診療施設への転勤も含む） ・従として診療に従事する麻薬診療施設の追加あるいは削除
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者本人の住所、氏名変更 ・麻薬診療施設の名称変更 ※管理者が転勤等する場合、新たに免許申請する必要があります。
	研究者	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者本人の住所、氏名変更 ※麻薬研究施設の移転により所在地が変更となった場合、新たに免許申請する必要があります。
	卸売業 小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・免許証の記載事項変更 ※麻薬業務所の移転や法人が解散した場合、新たに免許を取得する必要があります。
提出期限	変更事由が生じてから15日以内	
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 麻薬取扱者免許証 2 記載事項変更届 	

変更内容	卸売業・小売業	麻薬に関する業務を行う役員の変更
提出期限	15日以内	
提出書類	1 麻薬業務を行う役員変更届 2 登記事項証明書 3 業務を行う役員を示した組織図（業務分掌表等） 4 新たな役員の医師診断書	

IV 再交付

麻薬取扱者が免許証をき損し、又は亡失したときに届け出てください。

提出期限	15日以内	
提出書類	1 免許証再交付申請書 2 麻薬取扱者免許証（き損した場合） 3 申請手数料 2,900円（秋田県証紙、納付書に貼付のこと）	
備考	免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内に「麻薬取扱者免許証返納届」により、免許証を添えて返納しなければなりません	

V 業務廃止

1. 業務（研究）廃止届

麻薬取扱者免許の有効期間中に麻薬に関する業務を廃止若しくは研究を廃止したとき（県外へ転勤、退職、診療所の閉鎖等）、又は死亡したとき、若しくは法人が解散したとき等、届け出てください。

提出期限	事由が発生した日から15日以内	
提出書類	1 麻薬取扱業務（研究）廃止届 2 麻薬取扱者免許証	

2. 残余麻薬届出書

業務（研究）廃止届出を行った結果、麻薬業務所でなくなった場合、麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者であった者は、併せて届け出てください。

提出期限	15日以内
提出書類	残余麻薬届出書

3. 残余麻薬譲渡届出書（免許失効に伴う麻薬の譲渡）

業務を廃止したり、法人が解散した際に所有していた麻薬は、業務廃止後50日以内に限り、県内の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲渡することができます。この場合は、譲り渡した麻薬の品名、数量、譲渡年月日及び譲受人の氏名並びに住所を、届け出てください。

提出期限	譲り渡した日から15日以内
提出書類	残余麻薬譲渡届出書

また、譲り渡さない場合は、50日以内に「麻薬廃棄届」を提出し、保健所職員の立会のもとに廃棄しなければなりません。

VI 返納

麻薬取扱者免許の有効期間が満了したとき、免許を取り消されたとき、免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときに届け出てください。

提出期限	事由が発生した日から15日以内
提出書類	1 返納届 2 麻薬取扱免許証

VII 廃棄

1. 麻薬廃棄届

古くなったり、変質等により使用しなくなった麻薬、調剤過誤により使えなくなった麻薬を廃棄しようとするとき、事前に届け出てください。

提出書類	麻薬廃棄届
備考	保健所職員立ち会いの下に廃棄する必要があります

2. 調剤済麻薬廃棄届

麻薬処方箋により調剤された麻薬（麻薬施用者自らが調剤した場合を含む。）を廃棄する場合に届け出てください。

提出期限	廃棄後30日以内
提出書類	調剤済麻薬廃棄届
備考	麻薬を管理する者がその他の職員の立会の下に廃棄してください

VIII 麻薬事故届

所有・管理している麻薬が、滅失、盗取、破損、流失、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかに事故の状況を届け出てください。

提出書類	麻薬事故届
備考	麻薬が盗取されたことがあきらかな場合、速やかに警察へ届け出てください

IX 麻薬年間受払届

管理下にある業務所において、前年の10月1日からその年の9月30日までの間に所有し、譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名、数量等について、その年の9月30日現在で麻薬年間届を作成し届け出てください。

対象者	麻薬管理者(麻薬管理者のおく必要のない麻薬診療施設にあつては麻薬施用者)、麻薬小売業者、麻薬研究者
提出書類	麻薬年間受払届
提出期限	毎年11月30日
備考	前年に提出した「麻薬年間受払届出書」の「9月30日に所有した麻薬の品名及び数量」と当年に提出する「麻薬年間受払届出書」の「10月1日に所有した麻薬の品名及び数量」は同数になるように記載してください